

入所基準(条例)の実例②(北海道札幌市)

《人口189.8万人(平成20年8月1日現在)、待機児童271人(平成20年4月1日現在)》

保育所入所選考基準表

札幌市 区

1.保育の実施基準

保 育 要 件			基準指数			
			父	母		
1	居宅外労働	週5日以上	日中労働7時間以上	100	100	
			日中労働4時間以上7時間未満	90	90	
		週4日以上	日中労働7時間以上	90	90	
			日中労働5時間以上7時間未満	80	80	
		週3日以上	日中労働7時間以上	70	70	
その他	日中労働週あたり20時間以上	70	70			
2	自営	中心者	週5日以上	日中労働7時間以上	100	100
			日中労働4時間以上7時間未満	90	90	
			週4日以上	日中労働7時間以上	90	90
			日中労働5時間以上7時間未満	80	80	
			週3日以上	日中労働7時間以上	70	70
		その他	日中労働週あたり20時間以上	70	70	
		協力者	週5日以上	日中労働7時間以上	80	80
			日中労働4時間以上7時間未満	70	70	
			週4日以上	日中労働7時間以上	70	70
			日中労働5時間以上7時間未満	60	60	
	週3日以上		日中労働7時間以上	60	60	
	その他	日中労働週あたり20時間以上	50	50		
	内職	週5日以上	日中労働7時間以上	80	80	
		日中労働4時間以上7時間未満	70	70		
		週4日以上	日中労働7時間以上	70	70	
		日中労働5時間以上7時間未満	60	60		
		週3日以上	日中労働7時間以上	50	50	
その他		日中労働週あたり20時間以上	50	50		
3		出産	出産予定日前1か月・出産月の翌月末	—	100	
4	疾 病	入院	100	100		
		居宅内療養	常時臥床	100	100	
			毎週通院加療を要する	70	70	
	上記以外の自宅療養	50	50			
障がい	身体障害者1・2級・精神障害者1・2級・知的障害者A	100	100			
5	介 護	病院等の付添い介護	100	100		
		自宅介護	70	70		
6	災 害 復 旧		100	100		
7	前各項に類するもの	技能習得中・在学中	80	80		
		自立更生のための就労予定	70	70		
		心身障害児施設への通園児の付添いを要するため、他児童の保育が困難	80	80		
		日本語習得学校へ通学中	50	50		
		その他明らかに保育に欠けると認められる場合	70	70		
		児童福祉法第26条第1項第4号に基づく通知を受理	999	999		

児童氏名

階層区分

2.保育の調整基準

1	世帯類型	ひとり親世帯	110
		障がい者のいる世帯	10
2	所得税及び市町村民税非課税世帯または所得税非課税世帯	10	
3	産休明け・育休明けによる入所の場合	兄弟・姉妹がすでに入所している場合	40
		産休明け・育休明けで兄弟・姉妹がすでに入所している場合	40
		産休明け・育休明けで兄弟・姉妹がすでに入所している場合	50
4	転園	年度当初(4月及び5月)	10
		転居などによる通園困難 乳児園から幼児園に転園	20 999

※4. 転園のうち「乳児園から幼児園に転園」を適用する場合は、実地基準、他の調整基準にかかわらず「999点」とする。

合計点数

入所基準(条例)の実例③(兵庫県神戸市)

《人口153.3万人(平成20年9月1日現在)、待機児童487人(平成20年4月1日現在)》

○児童福祉法第24条第1項の規定による事由を定める条例
(昭和62年条例第57号)

(趣旨)

第1条 この条例は、児童福祉法(昭和22年法律第164号。以下「法」という。)第24条第1項の規定による事由を定めるものとする。

(条例で定める事由)

第2条 法第24条第2項に規定する保育の実施は、児童の保護者のいずれもが次の各号のいずれかに該当することにより、当該児童を保育することができないと認められる場合において、同居の親族その他の者が当該児童を保育することができないと認められるときに行うものとする。

- (1) 昼間に居宅外で労働することを常態としていること。
- (2) 昼間に居宅内で当該児童と離れて日常の家事以外の労働をすることを常態としていること。
- (3) 妊娠中であるか又は出産後間がないこと。
- (4) 疾病にかかり、若しくは負傷し、又は精神若しくは身体に障害を有していること。
- (5) 長期にわたり疾病の状態にある同居の親族又は精神若しくは身体に障害を有する同居の親族を常時介護していること。
- (6) 震災、風水害、火災その他の災害の復旧に当たっていること。
- (7) 前各号に類する状態にあると市長が認める状態にあること。

附 則

この条例は、昭和62年4月1日から施行する。

附 則(平成10年3月31日条例第68号)

この条例は、平成10年4月1日から施行する。

選考は

入所希望者が、保育所の受け入れ能力を上回るため全員入所できない場合は、原則として下記の優先順位に従って入所を決定します。(優先順位は主たる保育者の状況によります)下記の項目について、ご不明な点がございましたら、区役所保険福祉部「福祉事務所・支所」にご相談ください。

優先順位 1

主なもの

母子家庭または父子家庭で、居宅外で仕事をしている等、児童を保育できない場合
居宅外で保護者が常勤で、児童を保育できない場合
保護者が重度の障害のため、児童を保育できない場合
重度の障害を有する同居親族の常時介護等が必要で、児童を保育できない場合

優先順位 2

主なもの

自営の中心者で、昼間居宅内で常に児童と離れて仕事をしていて、児童を保育できない場合
居宅外でパート、非常勤の勤務(原則として、昼間4時間以上、月16日以上)をしていて、児童を保育できない場合
保護者が中程度の障害または病気入院のため、児童を保育できない場合
長期にわたり疾病の状態にある同居親族を有し、家庭で常時介護しているため、児童を保育できない場合

優先順位 3

主なもの

自営の専従者で、昼間居宅内で児童と離れて仕事をしている場合または内職をしているため、児童を保育できない場合
保護者が出産前後(概ね8週間)のため、または病気で自宅療養中のため児童を保育できない場合

入所基準(条例)の実例④(山口県山口市)

《人口19.1万人(平成20年9月1日現在)》

○山口市保育の実施に関する条例 (平成17年条例第95号)

(趣旨)

第1条 この条例は、児童福祉法(昭和22年法律第164号)第24条第1項の規定に基づき、保育の実施に関し必要な事項を定めるものとする。

(保育の実施基準)

第2条 保育の実施は、児童の保護者のいずれもが次の各号のいずれかに該当することにより、当該児童を保育することができないと認められる場合であつて、かつ、同居の親族その他の者が当該児童を保育することができないと認められる場合に行うものとする。

- (1) 昼間に居宅外で労働することを常態としてしていること。
- (2) 昼間に居宅内で当該児童と離れて日常の家事以外の労働をすることを常態としてしていること。
- (3) 妊娠中であるか、又は出産後間がないこと。

(4) 疾病にかかり、若しくは負傷し、又は精神若しくは身体に障害を有していること。

(5) 長期にわたり疾病の状態にある、又は精神若しくは身体に障害を有する同居の家族を常時介護していること。

(6) 震災、風水害、火災その他の災害の復旧に当たっていること。

(7) 市長が認める前各号に類する状態にあること。

(委任)

第3条 この条例に定めるもののほか、申込手続その他保育の実施に関し必要な事項は、規則で定める。

附 則

この条例は、平成17年10月1日から施行する。

別表

保育園入園選考点数表

社会福祉課

類型	細	目		点数	必要書類		
家庭外労働	週3日以上 の労働者	8時間以上	10	①前年度源泉徴収票 (確定申告をした時はその写し) ②①より勤務先が確認できない時は勤務証明書			
		5時間以上	7				
		3時間以上	5				
		3時間未満	3				
		農林業	田畑 煙林業		1町以上	9	①自営業等就労証明書 (2名以上従事の場合は主たる従事者の1/2)
					5反以上	6	
					5反未満	3	
					10町以上	8	
					10町未満	4	
		家庭内労働	自営業		従事者	10	①前年度源泉徴収票 (確定申告をした時はその写し) ②自営業等就労証明書 ①内職証明書 ①母子手帳の写し
家族従事者	8						
3人以上従事者	5						
4時間以上	3						
4時間未満	2						
保護者疾病等	入院前後3ヶ月以内			1か月以上	10	①母子手帳の写し 医師の診断書または状況を証明するもの	
				週3回以上	7		
				週3回未満	5		
				育児不能の時	10		
				常時寝たきり	10		
		その他	1				
		1級・2級	10				
		3級	7				
		4級以下	5				
		病人の看護等	入院付添	1ヶ月以上	10		①身体障害者手帳・療育手帳の写し または医師の診断書 ①身体障害者手帳の写しまたは療育手帳の写し または医師の診断書 (ただし家庭内介護のうち、満80歳以上の高齢者介護は書類不要)
週3回以上	5						
週3回未満	2						
常時寝たきり	10						
障害者介護	8						
高齢者介護	8						
その他	2						
災害復旧	災害・風水害・地震など			10	10	①災害状況を証明するもの	
				10	10	①在学証明書・学生書	
				10	10	①受講証明書または状況を証するもの	
資格取得	通信教育の受講など	75才以上	8	①民生委員さんの証明			
		70才以上	6				
		7	7				
その他	日本での生活が長く保育が困難な時						

入所基準(条例)の実例⑥(鹿児島県さつま町)

《人口2.4万人(平成20年8月1日現在)》

○さつま町保育所の保育の実施に関する条例 (平成17年条例第96号)

(趣旨)

第1条 この条例は、児童福祉法(昭和22年法律第164号)第24条第1項の規定に基づき、さつま町保育所の保育の実施に関し、必要な事項を定めるものとする。

(保育の実施基準)

第2条 保育の実施は、児童の保護者のいずれもが次の各号のいずれかに該当することにより、当該児童を保育することができないと認められる場合であつて、かつ、同居の親族その他の者が当該児童を保育することができないと認められる場合に行うものとする。

(1) 居宅外で労働することを常態としていること。

(2) 居宅内で当該児童と離れて日常の家事以外の労働をすることを常態としていること。

(3) 妊娠中であるか又は出産後間がないこと。

(4) 疾病にかかり、若しくは負傷し、又は精神若しくは身体に障害を有していること。

(5) 長期にわたり疾病の状態にある又は精神若しくは身体に障害を有する同居の親族を常時介護していること。

(6) 震災、風水害、火災その他の災害の復旧に当たっていること。

(7) 町長が認める前各号に類する状態にあること。

(委任)

第3条 この条例に定めるもののほか、申込手續その他保育の実施に関し必要な事項は、町長が別に定める。

附 則

この条例は、平成17年3月22日から施行する。

現行の認可保育所のサービス提供の仕組み

(現行の認可保育所の利用方式)

- 現行制度における認可保育所の利用方式は、
 - ① 保護者が、市町村へ入所希望保育所等を記載の上、申込みを行い、
 - ② 市町村において、対象児童が「保育に欠ける」か否かを判断した上で、保護者の入所希望を踏まえ、市町村が保育所を決定する仕組み。

(市町村に対する保育の実施義務)

- このような仕組みは、現行制度が、市町村に対して、認可保育所において保育する義務(保育の実施義務)を課しており、この市町村による保育の実施義務の履行(公立保育所において自ら実施するか、私立保育所へ委託)を通じて、保護者に認可保育所が利用される仕組みであることと密接に関連。
(※市町村は、自ら(公立保育所)による保育の実施費用を負担、又は、委託費(私立保育所)を支払い。)

